

11月の各種相談 **無料**

相談内容	相談日時	会場	予約・間
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	6・13・20・27日 午後1時30分～4時	※当面の間、対面による相談を中止し、電話相談を実施します。	市民相談室☎535-2121 予約受け付け/毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午、午後1～4時45分		問/福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政（行政相談委員）	5日（木） 午前10時～正午	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	問/福島県司法書士会福島支部 ☎529-7331 問/県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 東北支所☎531-0986
登記（司法書士） 土地家屋調査（土地家屋調査士）	4日（水） 午前10時～正午		予約・問/県社会保険労務士会 ☎526-2270 ☎534-5432 相談・問/すこやかテレホン ☎531-6332
年金・労働（社会保険労務士） 要予約	4・11・18・25日 午後1～5時	県社会保険労務士会	問/法テラスサポートダイヤル （北五老内町7-5） ☎0570-078-374
青少年や保護者の悩み・困りごと（電話相談）	日・月・金・土曜日 午後2～8時	青少年センター	問/県政相談コーナー ☎521-4281
法的トラブルの相談 （借金・離婚・相続など） 要予約	火・木曜日（祝日を除く） 午前10時～正午、午後1～3時	イズム37ビル4F （北五老内町7-5）	相談☎・☎/521-8331 問/福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
交通事故	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	相談・問/消費生活センター ☎522-5999
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	12日（第2木曜日） 午前10時～正午	男女共同参画センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	申込・問/消費生活センター ☎522-7867
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	消費生活センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	相談・問/消費生活センター ☎522-7867
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	12月13日（日） 午後1～4時		相談・問/権利擁護センター ☎533-3341 問/こども家庭課 ☎525-3780
成年後見制度や権利擁護全般に関する相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	保健福祉センター （森合町10-1）	問/県労働委員会事務局 ☎521-7594 ☎521-7596
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員） 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	相談・問/総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-8004611 （労働者フリーダイヤル）
労働困りごと相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 （中町8-2 自治会館4階）	相談・問/福島市社会福祉協議会 ☎533-8890 ☎533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
労働局総合労働相談コーナー （解雇、労働条件、いじめ、嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階 （霞町1-46）	相談・問/福島労働局雇用環境・均等室内 ☎536-4609
障がい者差別相談窓口 （電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時	福島市社会福祉協議会	みんなの人権110番☎0570-003-110 子どもの人権110番☎0120-007-110 女性の人権ホットライン☎0570-070-810
職場のマタハラ、セクハラ、性差別、 育児・介護休業など	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島労働局雇用環境・均等室内 （霞町1-46 5階）	県国際交流協会 ☎524-1316 ☎521-8308 Mail ask@worldvillage.org
人権なんでも相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島地方方法務局人権擁護課 （本内字南長割1-3）	
外国人住民のための相談窓口 （来所・電話・ファクス・メールで）	火～土曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時15分 日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・ スペイン語・ネパール語・インドネシア語	県国際交流協会 （舟場町2-1 2階）	

11月の震災関連相談 **無料**

相談窓口・相談内容	相談日時	予約・間・会場
●原発事故損害賠償関係 ＜福島原子力補償相談室（東京電力）＞ 原子力損害賠償全般に関するお問い合わせ ・自主的避難などに関する事 ・住宅などの自主的除染に関する事 など	年中無休 午前9時～午後7時 （土・日曜日、祝日は午後5時まで）	フリーダイヤル ☎0120-926-404
＜原子力損害賠償・廃炉等支援機構＞ （個別相談会） 要予約	水・土曜日 午前10時～午後6時	予約専用フリーダイヤル ☎0120-330-540 コラッセふくしま5階
＜震災・原発無料電話相談＞	月～金曜日（祝日を除く） 午後2～4時	問/県弁護士会 ☎534-1211
＜原発事故被害者救済支援センター＞ （受付窓口）	月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後3時	問/県弁護士会 ☎533-7770
＜原子力損害賠償紛争解決センター＞ ☎電話受付	月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後5時	フリーダイヤル ☎0120-377-155
■受付窓口	月・水・金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	市民会館503号室
●ローン返済など ＜個人版私的整理ガイドライン運営委員会＞ （電話相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	フリーダイヤル ☎0120-380-883
●震災法テラスダイヤル 二重ローン、原発被害の賠償請求、震災を原因とした法的問題 など	月～土曜日 午前9時～午後9時 （土曜日は午後5時まで）	フリーダイヤル ☎0120-078-309
●中小企業者等の事業再開・再生の支援 ＜県産業復興相談センター＞	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	県産業復興相談センター ☎573-2561 ☎573-2566
＜東日本大震災事業者再生支援機構＞	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後6時	同機構（郡山出張所） ☎024-935-7252

新型コロナウイルス感染症 に関する相談窓口 **無料**

■帰国者・接触者相談センター
☎0120-567-747
（24時間）

■一般相談（コールセンター）
☎0120-567-177
平日：午前8時30分～午後9時
※休日は午後5時15分まで

■支援や生活の相談
☎024-529-5220
午前8時30分～午後5時15分
※平日のみ

■誹謗中傷等被害の相談窓口
☎024-521-8647
午前9時～午後5時
※平日のみ

市政だよりは市のホームページでもご覧になれます。【ホームページアドレス】<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>
目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のホームページで声の市政だよりを聞くことができます。

注射器・注射針、針、カミソリは 「プラスチック製容器包装」ではありません！

異物の中でも、注射器・注射針、カミソリなどは、収集、分別の作業員のけがや感染症を引き起こすおそれがあり大変危険です。絶対に混入しないよう徹底をお願いします。



▲資源化できない異物を手作業で取り除きます（あぶくまクリーンセンター資源化工場）

混入している異物

品名	想定される事故	処分方法
注射器・注射針	刺突事故、感染症	薬局、医療機関へ
カミソリ（T字カミソリなど）	切創事故、感染症	不燃ごみ（刃の部分をむき出しにしないこと）
刺さるもの全般（釘、ねじ、画紙、安全ピン、釣り針など）	刺突事故	不燃ごみ（刺さらないようにすること）
刃物全般（ハサミ、ピーラー、爪切りなど）	切創事故	不燃ごみ（包丁などの刃物はむき出しにしないこと）

問ごみ減量推進課 ☎525-3744

令和2年度第3回オープンカレッジ 「百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録記念 倭国の成り立ちと福島古墳」 **無料**

福島古墳の成立と展開を大きな歴史の流れの中に位置づけ、倭国の成立と対比しながら分かりやすく解説します。
時12月5日（土） 午後1時30分～3時
場市民会館（調）じょーもびあ・遺跡の案内人会長の紺野義行さん
定40人（申し込み多数の場合抽選）
申11月20日（金）まで（必着）に、往復はがきの往信裏面に①住所②氏名③生年月日④電話番号を、返信表面に①住所②氏名を明記の上、じょーもびあ宮畑へ郵送で（1人につき1枚）
問じょーもびあ宮畑（〒960-8201 岡島字宮田78）☎573-0015



市政テレビ・ラジオ番組 ※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組			市政ラジオ番組		
「機能別消防団員～無理なくできる地域貢献～」			ラジオ福島（145.8MHz）（90.8MHz）	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時
TUF	11月7日（土）	午前9時25分～	ふくしまFM（81.8MHz）	金曜日	午前9時10～15分
KFB	11月7日（土）	午前11時40分～	FMポコ（76.2MHz）	月～金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
FCT	11月7日（土）	午前11時55分～	NHK第一（132.3KHz）		午前7時7～14分 午後5時30～35分（再）
FTV	11月1日（日）	午後1時55分～			随時放送

※テレビ番組は翌月から6カ月間、市ホームページでもご覧いただけます。（福島市 市政テレビ） [検索](#)

福島市の人口（R2.10.1）計285,196人（-190）男139,927人（-117）女145,269人（-73）／世帯数125,469（-36）

税

国民健康保険税第5期
納期限は11月30日（月）

市税等の納付には口座振替がお勧めです。スマートフォン決済アプリも利用できます。※詳しくはお問い合わせください。
問納税課☎525-3717



事業を行っている方は償却資産の申告が必要です

申告期限/令和3年2月1日（月）
個人事業主（小売業、不動産賃貸業、飲食業、売電事業、農業など）や法人が令和3年1月1日現在で市内に所有する事業

用資産は固定資産税の課税対象です。必ず申告してください。昨年申告した方には11月20日（金）に申告書を発送します。新規で申告書が必要な方や申告書が届かない場合はご連絡ください。
申告が必要な償却資産/①建物付属設備のうち固定資産の家の評価対象とならないもの②建物を借りている人が取り付けた建物付属設備（内装工事など）③駐車場舗装、フェンスなどの外構工事で設置した構築物④太陽光発電などの機械装置、工具、器具、備品⑤大型特殊自動車などの車両運搬具⑥ビニールハウスなどの農業用設備⑦船舶⑧航空機

問資産税課☎525-3730

家屋の取り壊しや所有者を変更した際は届け出を

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有する土地や家屋、償却資産に課税されます。次の場合は必ず資産税課に届け出てください。
①家屋を取り壊した場合
※登記している場合は福島地方務局に滅失登記も必要です。
②未登記の家屋を相続・売買・贈与した場合
問資産税課☎525-3716
福島地方務局☎534-2045

第46回福祉作品展

福祉

11月27日午後1～4時、11月29日午前10時～午後4時
場アオウゼ 障がいのある方や児童生徒、高齢者の方々の絵画・書（習字）・手工芸などの作品を展示※受賞作品は、市ホームページで公開します。
問障がい福祉課☎525-3748